

就労許可の申請書（カナダ国外用-IMM1295）の記入の仕方

こちらは就労許可の申請書（カナダ国外用-IMM1295）の和訳です。
申請書記入への参考にしてください。

番号は申請書の質問番号に相当します。

1. 名前 - パスポート通り記入。（姓／名）
2. 郵送先。すべての郵便はこちらの住所に送られます。
（ただし、許可通知をメールで貰うよう申請した方は、許可通知に限り、メール送信となります）
3. もし、現住所が郵送先と異なる場合は現住所。
4. 生年月日（西暦／月／日）
5. 出生地。国名、県名、市区町村名など。（市町村／都道府県／国）
6. 国籍。もし国籍が2カ国以上の場合は、全ての国籍。
7. 性別
8. 婚姻状況。該当箇所に x 印。（x 印は一箇所だけにしてください）（未婚／婚約／寡婦・夫／別居／離婚／内縁）
9. 自分と家族の情報（記入事項：名前、生年月日、出生地、母国語、母国語が英語もしくは仏語でない場合は英語、仏語どちらを使うか、国籍、パスポート番号、パスポート有効期限、婚姻状況）該当すれば配偶者、内縁の配偶者、子供の分を記載し、家族が同伴するかどうか、下のボックスに x 印を入れること。
10. ---- ここは記入しないでください ----
11. 現在の職業。簡単な職務説明。
12. 勤務期間
13. 現在の雇用者の住所。簡単な事業の内容。（例、パン屋）
14. カナダでの雇用先名前と住所（該当しない場合は空欄）
15. カナダでの仕事。職業名と簡単な職務説明（該当しない場合は空欄）
16. カナダで支払われる給料、カナダドルで。（該当しない場合は空欄）
17. ---- ここは記入しないでください ----
18. ---- ここは記入しないでください ----
19. 質問の一つ一つに対し、「Yes」または「No」のボックスに x 印で回答すること。

- a) あなた及びあなたの家族は、過去2年以内に肺結核を患ったり、肺結核を患っている人と身近な係わりを持ったことがありますか。
- b) あなた及びあなたの家族は、滞在中に身体障害または精神障害のために、薬物治療以外の社会的なサービス及び/または保健サービスを必要としますか。

あなた及びあなたの家族はかつて：

- c) いかなる国であれ、犯罪を犯したり、逮捕されたり、犯罪で告発されたことがありますか。
- d) カナダ入国を拒否されたり、カナダから出国命令を受けたことがありますか。
- e) カナダのいかなるビザ（永住、就学、就労、一時滞在者つまりビジター、一時滞在許可）であれ、申請したことがありますか。
- f) カナダに行くためのビザを断られたことがありますか。
- g) 平和時であれ、戦争時であれ、戦争犯罪や非人道的犯罪、たとえば、故意の殺人、拷問、攻撃、奴隷化、飢餓化、その他、市民や戦争捕虜への非人道的行為、あるいは市民追放の実行などに係わったことがありますか。

上記、c)～g)のいずれかの質問に「はい」と答えた場合は、必ず下の「関連情報」の欄に詳細を書くこと。

20. 過去5年間に、あなた及びあなたに同伴する家族は、自分の国籍のない国、もしくは永住権のない国に6ヶ月を越えて住んだことがありますか。（注意：カナダを含む）
21. もし、20への回答が「Yes」の場合は、滞在者名、滞在国内、滞在期間（いつからいつまで）を記入すること。
22. 「私は、この申請書の質問事項にもれなく、かつ真実を記入したことを宣誓いたします」
宣誓のあと、署名し、署名日を記入すること。（西暦／月／日）

ワーキングホリデー就労許可証発給の通知書は、郵送でなく電子メール(以後メール)でも
受け取ることができます。もし、メールで受け取りたい場合は、申請書と一緒に記入済みの
このフォームを提出してください。

通知書を受け取るためのメールアドレスは、あなたのものに限られます。通知書は、あなたの学校、雇用主、もしくはエイジェントなど、第三者にはお送りできません。もしあなたのコンピューターにウイルスメールを除去するソフトが入っている場合は、お送りしたメールが削除されないよう、事前にこちらのメールアドレス tokyo-im-enquiry@international.gc.ca をあなたのアドレス帳に登録しておいてください。通知書の発信人は TOKYO (VISA)、件名は Your approval letter for Working Holiday Work Permit、件名・文面とも、すべて英文のみで日本語はありません。間違っても削除しないようご注意ください。

メールで受け取った通知書は必ずプリントし、入国審査のとき、パスポートと共に、入国審査官に提示してください。携帯電話のメールアドレスは、プリントが難しいのでお受けできません。メールアドレスは、プリンターに接続しているコンピューターで利用できるものにしてください。メールでお送りする通知書は、郵便でお送りする通常の通知書と多少見かけが異なりますが、どちらも査証部でワーキングホリデー就労許可証発給の許可が下りたことを証明するものとして有効です。メールで通知書を受け取ったら、それで手続きは完了です。同じ通知書を郵送で受け取ることはありません。

アドレスの書き間違いは、たとえそれがどんなに些細なものであっても受信できない結果となりますので、くれぐれも注意して記入してください。

<p>私のメールアドレス： _____</p> <p>私、 _____、はワーキングホリデー就労許可証発給の (活字体でお名前をお書きください)</p> <p>通知書を上記のメールアドレスで受け取ることを希望します。</p> <p>メール利用者の責任と同意： 私は自分のメールアドレスを提供することにより、私から CIC 及び、カナダ外務・国際貿易省 (DFAIT) とメール通信を開始したことを認めます。そして、これにより CIC 及び、カナダ外務・国際貿易省 (DFAIT) が私のファイルにある個人情報を含む事柄に関し、このメールアドレスを使って私と通信することを許可します。CIC にメールアドレスを提供したということは、メールが安全な通信手段ではないかも知れないということを承知した上で提供した、という意味になることを承知しています。</p> <p>_____</p> <p>署名 日付</p>

〈ご注意〉 メール受信を希望された方は、返信用の封筒は提出しなくて結構です。ただし、申請が却下された場合は手紙が郵送されますので、申請書には必ず郵送先の住所を書いてください。

写真規格

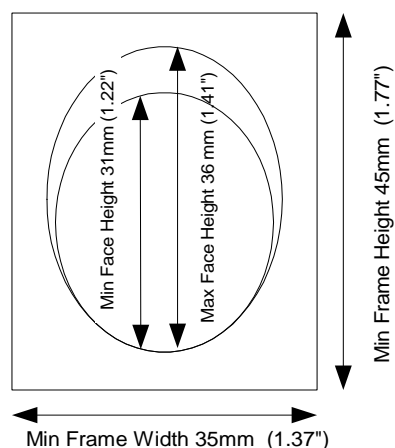
写真を撮影する方にこの用紙を見せて下さい。

申請書と一緒に写真を2枚提出して下さい。写真は下記の規格要項に従うものでなければなりません。規格外の写真を提出した場合、新しい写真を提出して頂くまで申請手続きを進めることができませんのでご注意ください。

規格要項

- 6ヶ月以内に撮影され、本人を確認できるもの。白黒でもカラーでも可。
- 背景は白または明るい色で、画像が鮮明なもの。
- デジタルカメラで撮影した場合、修正を加えていないもの。
- 顔を正面に向け、平常の表情で口を閉じているもの。
- メガネは透明なもの、または医療用に着色している場合は、目がはっきり見えるもの。フレームが目覆わないように気をつける。サングラスは不可。
- 普段の容貌を隠すものでない限り、ヘアピースその他のアクセサリーの着用は可。
- 宗教的理由で頭を覆う必要がある場合には、顔が隠れないようにする。

写真の寸法：縦 45 mm x 横 35 mm。



- 顔が中央に位置し、頭部正面全体と肩の上部が写っているもの。
- 頭の寸法は、あごから頭頂までの長さが 31 mm から 36 mm まで。
- 申請手続きの遅延を避けるために、必ず以上の規格に従って下さい。